

# 商工こすど かわら版

第283号  
小須戸  
商工会



あけまして  
おめでとう  
ございます



本年も役員一同、地域経済発展のため、よりいっそう邁進してまいります。  
会員の皆様方のご健勝とご多幸をお祈り申し上げますとともに、商工会への変わらぬご理解と協力を賜われますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

- 小須戸商工会
- |     |       |    |       |
|-----|-------|----|-------|
| 会長  | 山口 能行 | 理事 | 武田 聡  |
| 副会長 | 星田 浩意 | 理事 | 小池富美雄 |
| 副会長 | 藤田 啓典 | 理事 | 川瀬 雅司 |
| 理事  | 高野 浩和 | 理事 | 吉田 松夫 |
| 理事  | 板井 雅明 | 理事 | 高井 学  |
| 理事  | 高野 和之 | 理事 | 加藤 由輝 |
| 理事  | 村山 朋浩 | 理事 | 渡辺 純  |
| 理事  | 砂井 時雄 | 理事 | 高橋 綾子 |
| 理事  | 梅津 三洋 | 監事 | 小見 健雄 |
| 理事  | 小林 市蔵 | 監事 | 名古屋信広 |
| 理事  | 内山 芳郎 | 職員 | 一同    |

令和六年一月

## 新津税務署から 確定申告に係るお知らせ

秋葉区役所において、二月十六日より申告に関する相談会場が設置されますが、確定申告会場の入場には、入場整理券が必要となります。

- ① 国税庁のLINE公式アカウントから事前発行
  - ② 会場当日配布（配布状況により相談受付を終了する場合がありますので、オンラインでの入場整理券の事前発行をおすすめします）
- 【来場予約受付開始（予定）】  
令和六年一月十五日（月）
- 【令和五年分の確定申告期間（納期限）】

- 《所得税》  
二月十六日（金）～三月十五日（金）  
（振替納税は、四月二十三日（火））
- 《贈与税》  
二月一日（木）～三月十五日（金）  
（振替納税は、四月二十三日（火））
- 《消費税及び地方消費税》  
二月十六日（金）～四月一日（月）  
（振替納税は、四月三十日（火））

☆振替納税（口座引落し）を選択されますと、振替期日の引落しをもって、

## 確定申告のご相談の際は お知らせハガキが必要です

近年、税務署から所得税の申告書用紙の送付に代わって、ハガキ（又は通知書）が発送されておりますが、このハガキには確定申告に必要な内容が記載されており、必ず必要となります。当会に確定申告の相談指導を依頼される方につきましては、**申告に必要な書類と一緒にお知らせハガキ（又は通知書）もご持参ください**ますようお願いいたします。なお、ハガキは一月下旬以降をめぐり、順次発送される見込みです。

## 特定産業の最低賃金 について

令和五年十月一日から、「新潟県最低賃金」が、時間額九三二円に改正されていますが、特定の産業にかかる最低賃金については一部、令和五年十二月以降（下記表参照）に改正されましたので、ご確認ください。

| 産業別最低賃金                            | 時間額    | 効力発生日          |
|------------------------------------|--------|----------------|
| 新潟県最低賃金<br>（新潟県で働くすべての労働者に適用されます）  | 931円   | 令和5年<br>10月1日  |
| 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、製造業 | 1,005円 | 令和5年<br>12月27日 |
| 自動車（新車）、自動車部分品・附属品<br>小売業          | 997円   | 令和5年<br>12月20日 |
| 各種商品小売業                            | 932円   | 令和5年<br>12月30日 |

## 電子帳簿保存法の 内容が改正されます

令和四年一月に改正された電子帳簿保存法について、令和六年一月一日より本格的に適用が開始されます。  
【電子帳簿保存法の概要】  
電子帳簿等保存制度とは、税法上

保存が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など（国税関係書類）」を紙ではなく電子データで保存することに関する制度をい、三つの制度に区分されています。

- ① 電子帳簿等保存
- ② スキャナ保存
- ③ 電子取引データ保存

① 電子帳簿等保存  
 税法上保存が必要な帳簿・書類をパソコン等で作成した場合は、プリントアウトせずにデータのまま保存することができる。  
 ※強制ではありません。

② スキャナ保存  
 紙の請求書・領収書などは、その書類自体を保存する代わりにスキャナやスマートフォン、デジタルカメラなどで読み取った電子データを保存することができる。  
 ※強制ではありません。

③ 電子取引データ保存  
 領収書・見積書・請求書などに相当するデータを電子データでやりとりした場合には、一定のルールの下で、そのデータ（電子取引データ）を保存しなければならぬ。  
 ※義務規定であり、やらなければならないものです。

①②は強制ではないので、事業所の判断で決められますが、③について

ては義務化されましたので、一月一日より対応が必要となります。  
 ご不明な場合は、商工会までお問合ください。

**経営課題を抱える**

中小企業・小規模事業者の皆さまへ  
**専門家を派遣します**

新潟県内商工会および新潟県商工会連合会では、新型コロナウイルス感染症等による影響を受ける事業者の皆様からの「相談」に対して、専門知識や指導経験を有する専門家（エキスパート）を派遣し、経営上の課題解決をサポートしています。

「エネルギーその他の物価高騰」、「最低賃金の引上げへの対応」、「デジタル化への対応」、「インボイス制度導入等の対応」といった事業環境変化による影響を受け、今後の経営に不安や悩みを抱えている事業者の方は、この機会に専門家へ相談してみませんか。

【専門家派遣について】  
 ・相談内容に応じて、専門家をコーディネートします。  
 ・原則、専門家が直接事業所に出張し、指導助言します。日程は専門家と調整して決定します。  
 ・専門家の謝金、出張旅費の負担はありません。

**事業承継相談のご案内**

事業承継のごことお悩みはありませんか。「後継者がいない」、「後継者はいるけど、承継方法がわからない」、「後継者をできれば保証人にしたくないけど、可能なのか」、「日々の仕事で精いっぱい。事業承継のことまで考えられない」などの事業承継に関する様々な課題を解決する相談を受け付けています。

中小企業の事業承継・事業引継ぎに関して、秘密厳守で相談を承ります。ぜひご相談ください。

**無料法律相談会のご案内**

弁護士による無料法律相談を小須戸商工会館にて開催します。

相談は事前予約制ですので、相談日の二日前までに小須戸商工会へご連絡ください。

- 【相談日】 令和六年一月十六日（火）
- 【相談時間】 午前十時～正午
- （相談時間は一組三十分まで）
- 【会場】 小須戸商工会館

【相談員】 板垣 剛 弁護士  
 【相談内容の例】

売掛金の回収、従業員との労働契約に関するトラブル、交通事故、遺産相続、多重債務、リース契約など

**「NICO」を活用してみませんか**

NICO（公益財団法人にいがた産業創造機構）は、『新潟県の産業を活性化する』を使命に、県内企業の皆さまを応援しています。

- 【事業内容】
  - 新商品・新技術を開発したい
  - 市場顧客のニーズがわからない
  - 売れる商品づくりとは など
- 皆さまの挑戦やお悩みを、多彩なメニューによりサポートします。
- 補助金等資金的支援をはじめ、専門家等のアドバイス、セミナー・研修、オフィス・設備レンタル、マッチング支援、テストマーケティング支援、商品評価ブラッシュアップなど様々な支援を行っています。
- 【お問い合わせ先】
- 公益財団法人にいがた産業創造機構
- 電話 ○二五・三八四・〇六五四
- Eメール info@nico.or.jp